

## 兵庫県コワーキングスペース災害連携協議会会則(案)

### (趣旨)

第1条 兵庫県コワーキングスペース災害連携協議会（以下「本会」という。）は、災害対策基本法第2条第1号に定められた災害が発生した場合、相互扶助を通して事業継続及び被災者支援を図ることを目的とします。

2 平時においては、働きがいの向上や経済成長に資する活動を連携して行うことにより、持続可能な社会の発展を目指します。

災害対策基本法には「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と規定されています。気候変動により大規模化する風水害、30年以内に70～80%と想定される南海トラフに起因する地震などを想定し、地域の広い兵庫県ならではの連携として、地域による被害規模の軽重に応じて支え合うことにより、事業の継続や被災者の支援を図ります。

災害時に相互扶助体制が有効にはたらくためには、平時からの連携が重要です。そのため、平時においては、SDGsの目標8「働きがいも経済成長も」を念頭に、働きがいやライフシフト、起業やイノベーションに資する活動に互いに協力して取り組み、兵庫県の産業経済社会をレジリエントで持続可能なものにしていくことを目指します。(参考図)

### (組織)

第2条 本会は、第1条の趣旨に賛同する個人・団体を会員として組織します。

2 入会及び退会は電磁的方法によるものとします。

コワーキング施設を運営されている団体だけではなく、宿泊施設や公共団体、学術機関等を広く受け入れます。入会資格や審査等は設けず、メールあるいはオンラインフォーム等の電磁的方法によって申し込みを受け付けるものとします。除名規定は設けませんが、第1条の趣旨に賛同することが前提ですので、当然ながら会の名誉を傷つけたり趣旨に反する行動をしたりしてはいけません。

### (協定)

第3条 本会の会員は、以下の「災害時連携協定」に同意するものとします。

2 災害によって会員のコワーキング施設が利用できなくなった場合、施設利用が可能な残された会員は、当該施設の登録利用者向けに、自らのコワーキング施設を追加負担なく利用可能とします。

3 前項の支援は1カ月間とします。なお会員相互の合意により期間は変更可能です。

災害時連携の本体部分です。協定書ではなく協議会形式をとっているのは、新規施設の入会等を随時受け付けやすくするためです。

コワーキング施設を運営されている会員は、災害によってサービスを提供できなくなった施設があった場合、その施設に登録されている利用者を自らの施設で受け入れます。その期間は1カ月と規定し、延長等の変更が可能としています。なお、利用者の特定方法など具体的方法は別途定めます。

### (事業)

第4条 本会が平時に行う事業は、事業ごとに賛同者を募って行うものとします。

第3条の災害時連携協定は全会員が同意するものですが、第1条2項に記した平時における事業は、それぞれの事業ごとに、目的に賛同する会員によって行うものとします。

(運営)

第5条 本会の運営は、会員が同等の立場で関わるものとし、その意思決定は会員による投票によります。

2 投票権は1会員につき1個とし、投票者の過半数の賛成をもって決するものとします。

本会は役員を定めず、DAO（自律分散組織）型の組織運営を想定しています。各会員が平等な意思表示ができるものとし、投票者総数の過半数をもって決するものとします。投票の方法等は別途定めます。

(会計)

第6条 本会の会計は事業別会計とし、事業ごとに決算するものとします。

2 会費は徴収しません。

本会の会費は徴収しないものとし、会全体としての会計も持たないものとします。会計は事業ごとの会計とし、DAO型運営を参考に、会員に開かれた透明性のある運営を行い、当該事業の実施期間に応じた決算期間とします。

(事務局)

第7条 本会に事務局を置きます。

2 事務局は、第3条及び第4条に規定する内容が円滑に進むよう、事務に務めます。

事務局を設置し、災害時の相互支援並びに個別事業が円滑に進むようにします。個別事業ごとに事務局体制を設置し、連携を図ることも想定しています。

(変更)

第8条 本会の会則を変更しようとする場合は、会員の投票により行い、投票者の過半数の賛同をもって成立するものとします。

会則の変更についても、第5条の意思決定方法に準じます。

附則

1 この会則は令和5年〇月〇日から施行する。

2 本会発足時の会員は次の者である。

コワーキングスペース運営団体名 コワーキングスペース名

以下列記

3 本会発足時の事務局を次に置く。

兵庫県丹波県民局